

国立大学法人群馬大学における研究員の評価に関する要項

令和 6.1.1 制定

(趣 旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学教職員任免規則別表に規定する研究員について、国立大学法人群馬大学教職員就業規則第41条の規定に基づき行う評価に関して必要な事項を定めるものとする。

(評 価)

第2 研究員の評価は、毎年度、日本学術振興会への研究報告書提出時に行う。

2 評価者は受入研究者、調整者は学部等の長とする。

3 評価者による評価は、日本学術振興会に提出する研究報告書【受入研究者用】の作成をもって行う。

4 調整者は、日本学術振興会に提出する研究報告書【特別研究員用】及び研究報告書【受入研究者用】を確認し、必要に応じて調整を行う。

附 則

この要項は、令和6年1月1日から施行し、令和5年10月1日以降に採用する者から適用する。